

令和6年度
地域版子育てアイデア実現化奨励金
募集要領



佐世保市
子育て応援

佐世保市

1. 事業の目的
2. 事業の流れ
3. 対象者
4. 対象事業
5. 対象外事業
6. 事業期間
7. 市の経費負担
8. 対象経費
9. 対象外経費
10. 申請時に必要な書類
11. 事業の選考・決定
12. 事業実施・奨励金の概算払請求
13. 事業完了・実績報告の提出
14. 奨励金の確定・精算
15. 問い合わせ先



地域版子育てアイデア実現化奨励金 募集要領

1. アイデア実現化の目的

佐世保市は、子育て世帯を各々の地域で支えるために、市民の皆様が自ら実施したい「夢のある地域版子育て支援アイデア」の実現をサポートしています。

●子育て中の世帯を、地域みんなで支え続けていけるような素敵なアイデアを募集します！

身近な地域において、子どもたちが明るく楽しく健やかに育ち、ママやパパも安心して楽しく子育てができるように、市民のみなさんや企業の方などが自らの得意分野を生かして、子育て世帯に笑顔があふれる地域づくりを実現してみませんか？

そして、アイデア実施後も継続的に地域の活動として子育て世帯を支えてみませんか？

ぜひ、皆さんの熱意あふれるアイデアをお待ちしています！！

2. アイデア実現化の流れ

アイデアの募集
5月20日～6月14日

「夢のある地域版子育て支援アイデア」を自ら実施することを希望する市民や企業等は、佐世保市地域版子育てアイデア実現化募集エントリーシート（様式第1～3号）を提出していただきます。

アイデアの選考・決定
6月下旬～7月上旬

アイデアの選考は佐世保市子ども未来部で行い、選考結果を通知します。

奨励金の交付（前渡し）
アイデア実施決定後
※必要な場合

奨励金の交付件数は、予算の範囲内とし、アイデアの実施決定者には、5万円を上限として交付します。（ただし、1,000円未満は切り捨てた額となります。）

奨励金は、必要な場合は前渡しも可能です。（なお、奨励金額決定後の増額変更は行いませんのでご注意ください。）

アイデアの実施
アイデア実施決定後～2月末

アイデアの実施決定後に事業を開始していただき、事業完了後30日以内か申し込み年度の3月末のいずれか早い日までに実績報告書の提出を行っていただきます。

実績報告・奨励金の精算
アイデアの事業完了後30日以内
又は3月末まで

実績報告により、奨励金交付確定額が前渡しでお支払した交付額に満たない時は、超過分の奨励金を返納していただきます。

前渡しを受けていない場合は、奨励金の請求を行っていただきます。

（なお、精算の際も1,000円未満を切り捨てた額となります。）

3. 対象者

- ①市民
- ②市内に通勤、通学している人
- ③市民2名以上で構成された団体（ボランティア活動団体、NPO法人、町内会、子ども会等）で、主たる活動の場が市内であること
- ④市内に事業所がある民間法人で、中小企業基本法第2条第1項に定める範囲を超えないもの

※上記①～④に該当する方であっても、当アイデア奨励金の交付を3回以上受けた方は提案できません。（平成28年度～令和元年度に実施したアイデアについては交付回数には含めません。）

[参考]

中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条より

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

4. 対象になるアイデア

身近な地域において、

- ・子育て世代が、安心して楽しく子育てができることを目指すアイデア
- ・幅広い世代が参加し、地域の方と連携して、子どもたちの健やかな成長を促進できるようなアイデア
- ・来年度以降（アイデア事業終了後）も、地域の活動として継続的に子育て世帯を支えていけるようなアイデア

5. 対象にならないアイデア

- ①国、他の地方公共団体または公益団体等からの資金を受けているアイデア
- ②特定の個人や団体のみが利益を受けるアイデア
- ③政治、宗教、選挙活動につながるアイデア
- ④市外で実施されるアイデア
- ⑤施設等の建築や整備を目的とするアイデア
- ⑥物品の販売等により、営利を主たる目的とするアイデア

6. アイデアの実施期間

アイデアの実施期間は、申し込み年度の2月末までに完了するものとします。

7. 市の経費負担

佐世保市が奨励金として負担する経費は、実施するアイデア1件につき5万円を限度とします。

(ただし、1,000円未満は切り捨てとなります。)

※詳細は、佐世保市地域版子育てアイデア実現化奨励金交付要綱をご参照ください。

8. 対象経費

次の経費が奨励金の対象となります。

①人件費/アイデア実施のために支払われた賃金等

※団体が経常的に職員に支払う賃金は認められません。

②報償費/アイデア実施に必要な講師、専門家等への謝礼等

③旅費/講師等の不可欠と認められる交通費等

例 公共交通機関を利用する費用

④需用費/消耗品費、印刷製本費等

※チラシ、ポスター、報告書等を作成する場合は、「佐世保市地域版子育てアイデア奨励金事業」と明記してください。

⑤役務費/運搬に係る経費、行事保険料等

⑥使用料・賃借料/会場使用料、機器類の賃借料等

⑦備品購入費/アイデア実施に必要と認められる備品

9. 対象外経費

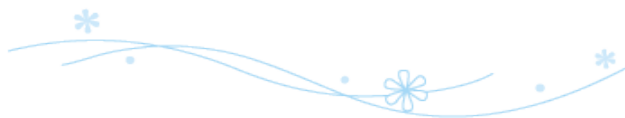
次の経費は、奨励金の対象となりません。

①飲食費(食事、弁当、茶菓等)

②事務所等の家賃や定期駐車場等の賃借料

③団体の経常的な運営に要する経費(コピー機リース、PCリース等)

④当該事業分として使用したことが確認できない経費



10. 地域版アイデア実現化募集エントリー時に必要な書類

次の①～③の書類を提出いただきます。

- ①佐世保市地域版子育てアイデア実現化募集エントリーシート（様式第1号）
 - ②佐世保市地域版子育てアイデア実現化実施事業計画書（様式第2号）
 - ③佐世保市地域版子育てアイデア実現化収支予算書（様式第3号）
- ※法人の場合は、事業所の所在地や資本金、従業員数がわかるものを添付してください。（登記事項証明書（商業・法人）の写し等）

申請書類は、佐世保市子ども政策課で配布しております。
また、市ホームページからのダウンロードも可能です。

※アイデア実施終了後、「実績報告書」（様式第9号）及び「収支決算書」（様式第10号）等を提出いただきます。

11. アイデアの選考・決定

アイデアの選考は、佐世保市子ども未来部が行います。
決定後は、各申請者に対して書面（様式第4号）にて通知します。
※決定後の奨励金額の増額変更はできませんのでご注意ください。

12. 事業実施・奨励金の概算払請求

アイデアの実施者として決定後に事業を開始していただきます。
アイデア実施前に奨励金の前渡しの請求が必要な場合は、佐世保市地域版子育てアイデア実現化奨励金交付概算払（前渡し）請求書（様式第6号）を提出いただきます。



1 3. アイデアの事業完了・実績報告

実施したアイデアの事業完了後30日以内、または申し込み年度末のいずれか早い日までに①～④の書類を提出いただきます。

- ①佐世保市地域版子育てアイデア実現化実績報告書（様式第9号）
- ②佐世保市地域版子育てアイデア実現化収支決算書（様式第10号）
- ③アイデアの実施状況を確認できる領収書
- ④アイデアの実施状況を確認できる写真

1 4. 奨励金の確定・精算

実施したアイデアの実績報告書に基づき、アイデアの成果や内容を確認し、奨励金の額を確定します（実施者には、確定通知書（様式第11号）を送付します。）。

奨励金を前渡しで受けている場合は精算を行い、精算残金がある場合は、市へ返納していただきます。

奨励金の前渡しを受けていない場合は、奨励金の請求を行っていただきます。（様式第12号）

1 5. 問い合わせ先

佐世保市 子ども未来部 子ども政策課

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）

住 所 〒857-8585

佐世保市高砂町5-1（中央保健福祉センター4階）

電 話 0956-24-1111（内線）5412

F A X 0956-25-9673

Eメール kodosei@city.sasebo.lg.jp



**「佐世保市子育て応援」ロゴ
マークも是非、使ってね！！**

※ロゴマークは市ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

「佐世保市子育て応援」ロゴマーク

佐世保市地域版子育てアイデア実現化奨励金 手続きの流れ

【申請者が提出する書類】

様式第1号、2号、3号

【佐世保市が発行する書類】

様式第6号（前渡し）
※必要な場合のみ

様式第7号
※必要な場合のみ

様式第9号
様式第10号

様式第12号（請求）
※必要な場合のみ

様式第4号・第5号
（決定）

様式第8号（承認）
※必要な場合のみ

様式第11号（確定）

